

資料提供
令和 7 年 7 月 30 日



和歌山県災害対策本部の廃止について

津波警報の発表に伴い、令和 7 年 7 月 30 日 9 時 40 分に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項の規定により、和歌山県災害対策本部を設置しましたが、7 月 30 日 20 時 00 分に廃止しましたのでお知らせします。

なお、現在津波注意報が発表されているため、職員の防災体制措置要領に基づき警戒体制に移行したことをお知らせします。

（連絡先）

危機管理部 危機管理局

担 当：川島・藤戸・宮永

電 話：073-441-2261

内 線：4010・4003・4005